

## 教員養成（免許・採用）制度についての意見

2011年12月9日

(財)全日本ろうあ連盟

### 1. 教員養成期間を6年とする。

[内容]

全国の教員養成系大学における特別支援学校免許については、5領域すべて4年間で取得できるよう義務付け、5領域取得後の2年間（特別専攻）は、盲、聾、盲ろう、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害のそれぞれの障害領域を選択し、専門性を深める。

[条件]

- ① 5領域をそれぞれ専門とする教員を最低7名確保する。
- ② 5領域取得後の特別専攻の2年間の学費を補助する。
- ③ 「聴覚障害」を選択した場合は、「手話」に関する科目を必修科目とし、「手話技能講師（仮称）」の採用枠組みを別途、設ける。「点字」「指點字」「触手話」の場合も同様とする。
- ④ 学生が低頻度（盲、聾、盲ろう）の特別支援学校での実習を選択した場合は、他県の盲学校、ろう学校での実習における時間的・経済的負担の軽減を図る。

[理由]

- ① 特別支援学校免許制度の本来の趣旨が活かされていない。
- ② 個別の障害領域の高度専門化に対応できていない。
- ③ 低頻度領域を専門とする大学教員の減少

### 2. 教員免許状の見直し

特別支援学校免許は、基礎と特別専攻の二種類とし、基礎は4年間で5領域を取得するものとし、特別専攻はそれぞれの障害領域を個別明記する。なお、複数明記することを可能とする仕組みを構築する。また、教員として採用後、他の障害領域の特別支援学校に勤務した場合は、一定程度の研修を受けることを条件に、専攻した障害領域を追加明記することも可能とする。ただし「聴覚障害」「視覚障害」及び「盲ろう」を選択した場合は、「手話」「点字」等の科目の取得を必要とするので、それぞれの特性に応じた研修を受けるものとし、技能に対する評価システムを構築する。

### 3. 採用方法の改善

- ① 特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の担当教員については、採用枠、採用数を明確にし、採用を促進する。若しくは「力のある学生」の推薦制度の導入。
- ② 都道府県の単位を超えた広域共通の採用制度を新たに設ける。

③都道府県間の異動を可能にする。

#### 4. その他研修について

- ①言語（手話等）及びコミュニケーション手段習得の研修制度を整備する。
- ②学校長の指導力や経営力による特別支援学校との人事交流、研修参加を促進する。
- ③補装具の技術進化、言語指導の重要性から、医療、工学、言語学、心理学等々の知識を習得する仕組みを検討する。
- ④言語及びコミュニケーション手段における研修等の教員（講師）は、障害をもつ当事者を活用する。

#### 5. 障害をもつ学生及び教員への配慮

教員養成大学に障害をもつ学生の増加に鑑み、授業や実習における合理的配慮をすすめ、障害をもつ教員の立場に立った教員養成セミナーの実施、卒後の特別支援学校への一定程度の配置等を促進する。

以上の意見を提出するにあたり、福岡教育大学 太田富雄教授、東京学芸大学 澤隆史教授、群馬大学 金澤貴之准教授、宮城教育大学 松崎丈准教授から貴重なご意見・ご助言をいただきました。ここに感謝いたします。

#### 参考資料

1. 澤隆史著「特別支援教育における教員養成の現状と課題」（「聴覚障害」2009年12月号）